

福島第二原子力発電所における 保安規定変更認可申請の概要について

2020年11月24日
東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所の保安規定変更認可申請の概要

■概要

福島第二原子力発電所1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉の廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため，福島第二原子力発電所の保安規定の関連する条文の変更及び新規条文の追加を行う。

■これまでの経緯

2019年 7月31日	全号炉の廃止を決定
2019年 9月30日	電気事業法に基づく発電事業変更届出書を経済産業大臣に提出
2020年 5月29日	廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会に提出
2020年11月24日	廃止措置に伴う保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会に提出

廃止措置に伴う変更（1）

■変更内容のポイント

- ① 廃止措置段階のうち、解体工事準備期間における保安活動を定め、災害防止を図ることを目的とする
 - ・ 今回の保安規定の変更申請は、廃止措置計画における解体工事準備期間について規定。

- ② 廃止措置を安全かつ計画的に実施する組織へ変更
 - ・ 新たに廃止措置を実施する組織及び廃止措置主任者を追加。原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を削除。そのほか、廃止措置移行に合わせてグループの統合や組織名称の変更を実施。

- ③ 廃止措置の実施に伴う運用等変更
　　<廃止措置管理>
 - ・ 「原子炉の運転停止に関する恒久的な措置」，「安全貯蔵措置」，「工事の計画及び実施」，「工事完了の報告」を追加。運転上の制限に代わり，施設運用上の基準として「使用済燃料プールの水位・水温」のみ規定。

廃止措置に伴う変更（2）

■変更内容のポイント（続き）

<放射性廃棄物管理>

- 「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」を追加。
- 「事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理」を変更。
- 「放射性液体廃棄物及び気体廃棄物の放出管理目標値」の変更。

<保安教育>

- 原子炉施設の運転に関すること等，運転段階に要求される訓練項目を削除し，廃止措置の概要等を追加。

<記録及び報告>

- 運転管理に関する記録を削除し，廃止措置に関する記録を追加。

【参考】廃止措置計画認可申請と保安規定申請範囲

- 解体工事準備期間においては、汚染状況の調査、核燃料物質による汚染の除去、管理区域外設備の解体撤去、原子炉建屋からの核燃料物質の搬出・核燃料物質の譲渡し、放射性廃棄物の処理処分を実施する。「解体工事準備期間」の後には、「原子炉本体周辺設備等解体撤去期間」、「原子炉本体等解体撤去期間」、「建屋等解体撤去期間」となる。
- 今回の保安規定の変更申請は、廃止措置計画と同様の範囲として解体工事準備期間における保安活動を定め、災害防止を図ることを目的とする。

